

1 山口県循環型社会形成推進条例

循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項や産業廃棄物の適正な処理の確保に必要な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的・計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成16年（2004年）3月に制定・公布された条例（平成16年（2004年）3月23日山口県条例第1号）です。

2 循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のことです。

3 やまぐち維新プラン

県の新たな県政運営指針として平成30年（2018年）10月に策定したものです。県政の最重要課題である人口減少の克服と地域活力の創出を目指し、「産業」「大交流」「生活」の「3つの維新」に挑戦することとしています。

4 持続可能な開発のための目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界を目指す令和12年（2030年）までの国際目標のことです。（SDGs：Sustainable Development Goalsの略）

5 プラスチック資源循環戦略

令和元年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、国が策定した戦略のことです。

6 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のことです。

7 低炭素社会

二酸化炭素の排出量が少ない社会のことです。低炭素社会では、産業、行政、国民など社会のあらゆる場面で排出される二酸化炭素の最小化（カーボン・ミニマム）を図ります。さらに、国では、令和2年（2020年）10月「2050年カーボンニュートラル（CO₂排出実質ゼロ）」を宣言し、同年12月に、この目標を経済と環境の好循環につなげるための産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しています。

8 自然共生社会

平成19年（2007年）6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」において、自然共生社会とは、「人類の生存基盤である生態系を守るという観点から、生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会」としています。

9 「自助」「共助」「公助」

自助とは、自分でできることは自分で行うこと、共助とは、自分だけでは解決できないことについて、周囲や地域が共に助け合って行うこと、公助とは、個人や地域、民間だけでは解決できないことについて、公共（行政）が行うことです。

10 リデュース（発生・排出抑制）

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生や排出自体を抑制することをいいます。リユース、リサイクルよりも優先される取組です。

11 リユース（再使用）

循環資源を製品としてそのまま使用することをいいます。（修理を行ってこれを使用することを含む。）循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものです。

12 リサイクル（再生利用）

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物（ごみ）の減少を図るために、廃棄物の全部又は一部を資源として再生利用することをいいます。

13 一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くすなど、産業廃棄物以外のものをいいます。

14 産業廃棄物

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいいます。

15 総排出量

一般廃棄物（ごみ）の場合、

総排出量＝市町等の収集量＋住民等の直接搬入量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、本計画では、有償物（有価物）等を含めた広義の廃棄物の量です。

総排出量＝有償物量＋直接再生利用量＋中間処理量＋直接最終処分量＋その他量

16 自家処理量

自ら堆肥化して家庭菜園で使うなど、公共の処理に出さず自ら処理した量のことです。

17 集団回収量

家庭の日常生活の中で出た不用となったものの中で、資源として活かせるものを子ども会やPTA、消費者団体などの地域団体で回収し、リサイクルを進めていく活動によって回収された資源物の量のことで、集団回収実施団体への補助金交付制度を有する自治体もあります。

18 収集及び直接搬入量

収集量とは市町等が収集した量で、直接搬入量とは住民や事業者が市町等の処理施設に直接搬入した量をいい、収集及び直接搬入量とは、これらの合計のことです。

19 直接資源化量

一般廃棄物の資源化施設でそのまま資源化されたごみの量です。

20 直接焼却量

一般廃棄物の焼却施設でそのまま焼却されたごみの量です。

21 直接最終処分量

一般廃棄物の埋立処分場でそのまま埋め立てられたごみの量です。

22 処理残さ量

粗大ごみ処理施設等の中間処理施設で処理された破碎ごみなど、中間処理により発生した残さのことをいいます。

23 焼却処理量

廃棄物を焼却して処理した量のことです。

24 減量化量

排出事業者又は処理業者等が行う廃棄物の中間処理（焼却、脱水など）で、減量された量のことです。（処理前重量－処理後重量）

25 再生利用量

廃棄物を再生利用（リサイクル）した量のことです。そのまま直接再生利用した量（直接再生利用量等）と中間処理後に再生利用した量（中間処理後再生利用量）の合計のことです。

一般廃棄物（ごみ）の場合、

再生利用量＝直接資源化量＋処理後再生利用量＋集団回収量

産業廃棄物の場合、

再生利用量＝有償物量＋直接再生利用量＋処理後再生利用量

26 最終処分量

廃棄物を最終処分した量のこと、埋立処分量と海洋投棄量の合計をいいますが、海洋投棄が認められているものは非常に少ないため、一般的には埋立処分量のことです。

27 中間処理（自己中間処理、委託中間処理）

廃棄物を脱水、破碎、選別、焼却、中和等により、減量化や安全で安定した状態に変化させることをいい、自己中間処理とは自ら中間処理を行うこと、また、委託中間処理とは処理業者に処理を委託して中間処理を行うことです。

28 管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、燃え殻、汚泥、木くず、鋳さい、ばいじん等を埋め立てる産業廃棄物最終処分場で、浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられています。なお、一般廃棄物の最終処分場も同じ構造となっています。

29 安定型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場のうち、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を埋め立てる最終処分場のことです。

30 特別管理廃棄物（特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物）

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものです。特別管理廃棄物のうち、一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんやダイオキシン類を含む焼却灰等、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある一般廃棄物を特別管理一般廃棄物といいます。また、特別管理廃棄物のうち、引火性廃油、腐食性廃酸・廃アルカリ、病院・診療所等から生じる人に感染する恐れのある産業廃棄物、特定有害産業廃棄物のことを特別管理産業廃棄物といいます。

31 やまぐち食べきり協力店

食品ロスの削減の取組を実践する県内の旅館・ホテルの宿泊施設、飲食店として、県食品ロス削減推進協議会に登録した店舗のことです。

32 環境学習

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することを目指して行われる学習のことです。

33 優良産廃処理業者

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を県が審査して認定した産業廃棄物処理業者のことです。

34 エコ・ファクトリー

産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに継続的に取り組み、成果を上げている事業所を認定し、事業者の意識喚起と取組の拡大を進める制度において認定された事業所のことです。認定基準は、「発生抑制推進事業所」、「高再資源化率達成事業所」、「その他特に優良と認められる事業所」の3つに区分されています。

35 認定リサイクル製品

リサイクル製品の利用促進及びリサイクル産業の育成を図るため、県内で発生する循環資源を利用して県内で製造・加工されるリサイクル製品を認定する制度において認定された製品のことです。

36 ISO14001

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、事業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定したものです。

37 EA21（エコアクション21）

国際規格のISO14001を参考としつつ、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものです。

38 グリーン製品

「山口県グリーン購入の推進指針」及び「グリーン購入ガイド（公共工事資材を含め重点的調達品目の基準等を掲載）」に規定する環境物品（環境に優しい製品）のことです。

39 グリーン購入ガイド

県における製品やサービスの調達に当たって、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその「判断の基準」や「配慮事項」並びに当該物品の調達の考え方（目標）を示しています。

40 災害廃棄物処理計画

地震、風水害等の災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、地方公共団体が定めた計画のことです。

41 環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、地域等において、環境と社会、経済及び文化とのつながりについて理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習のことです。

42 産学公民連携

産業界（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、民間（地域住民・NPO）の各主体が互いに協力して取り組むことです。

43 排出事業者責任

廃棄物処理法において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。これらにより、排出事業者は、その廃棄物処理において重要な責任（排出事業者責任）を有しています。

44 コンプライアンス

企業などが法令や規則、企業倫理を遵守することです。

45 PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）又はPCBを含む廃棄物のことをいいます。PCBは、人工的に作られた主に油状の化学物質です。水に溶けにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換機の熱媒体など様々な用途で利用されていましたが、毒性があるため、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

46 海洋ごみ

海面に浮遊する漂流ごみ、海岸等への漂着ごみ及び海底に堆積するごみ（海底ごみ）の総称をいいます。

47 山口県海岸漂着物対策推進協議会

海岸漂着物処理推進法に基づき、本県の地域計画の作成や変更に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整等を行います。

48 森林バイオマス

エネルギー資源として利用できる生物由来の資源のうち、特に森林から採取されるものをいいます。大気中の二酸化炭素を固定化してできたものであることから、カーボン・ニュートラルといい、焼却しても二酸化炭素の排出量の計算に加えないというルールがあります。

49 地域循環圏

製造者、販売者、消費者等から発生する廃棄物や未利用資源などを、その特性に応じてリサイクル事業者等が処理を行い、処理したものを生産者等が有効活用する、最適な規模の循環が行われる地域のことをいいます。

50 ワンウェイプラスチック

ペットボトルやレジ袋、ストローなどのプラスチック製品で、一度使用された後に捨てられてしまうものをいいます。

51 **資源ごみ**

再資源化することができる古紙等の紙類、空き缶等の金属類、空き瓶等のガラス類、ペットボトル等の廃プラスチックなどのことです。

52 **拡大生産者責任**

生産者が、自ら生産する製品について、生産段階だけでなく、その製品が使用され廃棄された後まで、製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うことです。

53 **環境配慮設計**

製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、DfE (Design for Environment)、環境適合設計、エコ・デザインなどと呼ばれることもあります。

54 **山口県PCB廃棄物処理計画**

PCB特措法に基づき、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための計画のことです。

55 **AI**

Artificial Intelligence (人工知能) の略。学習、推論、判断策などの人間の知的な機能を人工的な方法により実現する技術のことです。

56 **IoT**

Internet of Thingsの略。「モノのインターネット」と呼ばれ、身の回りのあらゆる「モノ」をインターネットに接続することで、それらの「モノ」の情報をやり取りすることが可能になる仕組みのことです。

57 **エッセンシャルワーカー**

私たちの日常生活における、必要不可欠な仕事を担う労働者のことをいいます。

58 **基礎素材型産業**

化学、石油・石炭、鉄鋼・非鉄金属など各種産業の基礎素材となる製品を製造する製造業のことです。

59 **フリーマーケット**

不用品や手作りをそれぞれが持ち寄り、公園や空き地等で開くバザーのことで、廃棄物の発生・排出抑制、再使用に結びつくことから、市町が協力して開催されるものもあります。

60 **リサイクルショップ**

家庭などで使わなくなったまだ使える製品（中古品）を取り扱う店舗のことで、リユースショップとも言われます。

61 **リターナブル製品（容器）**

そのままの容器を洗浄して中身を充填する方法で、何度も繰り返して使うことができる容器のことです。環境負荷が少なく、資源の節約にもなり、ごみの発生・排出抑制にも役立ちます。

62 **マテリアルリサイクル**

ガラスを粉砕してガラス原料として利用したり、スチール缶を鋼材の原料にするなど、物質を再度物質として加工して利用することをいいます。

63 **サーマルリサイクル**

廃棄物として焼却した際の熱を利用する熱回収のことです。（広義のリサイクル）

64 **企業ポテンシャル**

その企業が有している潜在的な能力（技術力等）のことです。

65 **循環資源**

山口県循環型社会形成推進条例の第2条第3項で定義する「廃棄物等のうち有用なもの」のことです。

66 やまぐちエコ市場

民間企業主体で平成18年（2006年）5月に設立した環境・リサイクル総合市場であり、循環型社会の形成、地球温暖化対策の推進、地域経済の活性化などに積極的に取り組んでいます。Webサイトや展示会を中心とした情報発信・PRや企業等のマッチング・交流による事業化支援、広域静脈物流システムの構築などを推進する団体です。

67 山口県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱

産業廃棄物処理施設等の設置（構造又は規模の変更（主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント未満の変更を除く。）を含む。）に関し必要な指導等を行うことにより、紛争の予防、調整等を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的として定めたものです。

68 山口県産業廃棄物処理施設設置計画専門審査会

産業廃棄物（一般廃棄物）最終処分場、産業廃棄物焼却施設等の設置計画に対し、専門的な知識を有する者から意見を聴取するための審査会のことです。

69 バイオマス資源

動植物由来の再生可能な有機性資源で化石資源を除いたもののことです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、生ごみ、建設発生木材、下水汚泥などが該当します。

70 店頭回収

スーパーマーケット等が、店頭でペットボトル、食品トレー、アルミ缶などの資源物の回収に取り組むことです。回収された資源物は再商品化されるなど、再び資源として利用されています。

71 ぶちエコやまぐち宣言

家庭や企業・団体・学校などを対象として、CO₂削減や廃棄物の3Rなどの県民運動に取り組むことを宣言してもらうものです。取組内容には、クールビズやノーマイカー運動、プラスチックごみの削減やフードバンク活動への協力などが含まれます。

72 山口県容器包装廃棄物削減推進協議会

消費者団体、事業者、行政から構成される協議会で、それぞれの責任と役割分担のもと、家庭ごみの約6割（容積比）をしめる容器包装廃棄物の削減を図る実践活動を推進しています。

73 山口県食品ロス削減推進協議会

飲食店・旅館、スーパー、生産・製造者等の事業者、消費者、行政から構成される協議会で食品ロス削減の実践活動を推進しています。

74 やまぐち3きっちよる運動

食べ残しを減らす「やまぐち食べきっちよる運動」に加え、計画的な買い物等により、食材の使いきりを目指す「使いきっちよる運動」、生ごみを捨てる際に水きりを徹底する「水きっちよる運動」を合わせた食品ロスの削減を図る運動のことをいいます。

75 山口県分別収集促進計画

容器包装リサイクル法の規定に基づき、容器包装廃棄物の排出量・分別収集量の見込み、各市町の分別収集の取組計画など市町の分別収集計画をとりまとめた計画のことです。

76 山口県庁エコ・オフィス実践プラン

山口県地球温暖化対策実行計画の一部として位置付けられており、県自らの事務・事業における二酸化炭素排出量を抑制するため、地球温暖化防止に向けた省資源・省エネルギーやごみ減量化に向けた取組等が盛り込まれています。

77 山口県グリーン購入の推進方針

山口県循環型社会形成推進条例及び山口県庁エコ・オフィス実践プランに基づき、県が環境負荷の低減に資する製品やサービスの調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めたものです。

78 **多量排出事業者**

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者（中間処理業者は除く）のことです。

79 **電気式生ごみ処理機**

電気を使って、温風乾燥、微生物分解（バイオ式）、炭化等を行い、生ごみを減量又は堆肥化する装置のことです。

80 **段ボールコンポスト**

段ボール箱を用いて、生ごみをコンポスト化（堆肥、または堆肥化手法のことで、生ごみ等の有機性物質を微生物の働きによって腐熟させること）することです。

81 **経済的インセンティブ策**

計画や目標達成のための方策の一つで、費用と便益に直接影響を与える報奨金等を活用して、関係者の意思決定や行動を誘因することです。

82 **モニタリング**

ある対象を継続して、観測・点検することです。

83 **ダイオキシン類**

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）とポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン（PCDDs）の総称で、物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質です。ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い2,3,7,8-TCDD（テトラクロロジベンゾジオキシン）については、人に対する発がん性が確認されています。廃棄物の中にはその性質上、焼却処理工程において多量のダイオキシン類を発生させるものが含まれています。

84 **山口県ダイオキシン類対策指針**

県として取り組むべき総合的なダイオキシン類対策（基本的な取組方針、排出削減（発生源）対策の強化、大気汚染等に係る環境調査の実施など）の方向を明らかにしたものです。

85 **山口県災害廃棄物処理計画（山口県地域防災計画）**

地震や風水害等に伴い発生する大量の災害廃棄物等の迅速かつ適切な処理は、被災地域における生活環境の保全や早急な復旧・復興の推進のためにも大変重要であることから、災害発生時に市町等と連携して災害廃棄物処理、し尿処理、障害物の除去などについて効果的な対応が図られるよう、「山口県地域防災計画」内に「山口県災害廃棄物処理計画」を策定しています。

86 **やまぐちの美しい里山・海づくり条例**

県、市町、事業者、県民等及び関係団体が一体となって美しく快適な山口県づくりを推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として平成22年（2010年）12月に制定・公布された条例（平成22年（2010年）12月21日山口県条例第42号）です。

87 **山口県海岸漂着物等対策推進地域計画（やまぐち海洋ごみアクションプラン）**

「海岸漂着物処理推進法」に基づき、本県の海岸の恵まれた景観等の総合的な環境を保全するとともに、海岸漂着物等によって損なわれた環境を再生することを目的として、海岸漂着物対策を推進するために策定した計画です。（令和3年（2021年）3月改定）

88 **日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃**

日韓8県市道（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県および釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）の共同交流事業の一環として、海岸の環境美化の意識啓発と実践活動の促進を図るために行う一斉清掃のことです。

89 **山口県災害廃棄物処理マニュアル**

南海トラフ巨大地震を被害想定とした災害廃棄物等の発生量の推計や、より実践的な処理方針等を記載したものです。

90 災害廃棄物処理対応に係るガイドライン

県災害廃棄物処理計画及び県災害廃棄物処理マニュアルに規定する県・市町の行動内容（役割分担、実施手順など）を、より具体的に示したもので、県災害廃棄物処理計画等を補完するものです。

91 廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年（2020年）9月、国が廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、廃棄物の排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめたガイドラインのことでです。

92 廃棄物処理事業継続計画

廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、感染症等に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理においても安定的に業務を継続することが求められます。そのため、廃棄物処理を行う者が感染症等対策の体制の整備、感染防止策、事業継続のための重要業務の特定等を検討し、取りまとめた計画のことでです。

93 フードバンク活動

食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（食品ロス）を削減するため、食品メーカーの製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことでです。

94 産業廃棄物税

平成16年（2004年）4月から「山口県産業廃棄物税条例」に基づき実施している税で、納税義務者は、産業廃棄物を県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者であり、産業廃棄物の埋立処分のために最終処分場に搬入した産業廃棄物1トンにつき1,000円を課税しています。産業廃棄物税の税収は、産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量、その他産業廃棄物の適正な処理の促進のために必要な経費に使われています。

95 低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下のPCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等のことでです。

96 マニフェスト（産業廃棄物管理票）

排出事業者が産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際に、処理業者に交付する帳票のことをいいます。処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しを回収することにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みです。帳票によるシステムを、パソコン等を利用して電子化したものを電子マニフェストといいます。

97 不法投棄ホットライン

県、各健康福祉センター及び下関市が土日を含め24時間体制で、廃棄物の不適正処理に関する情報を受付けるホットライン（0120-538-710）のことでです。

Eメール（fuhotoki.hotline@pref.yamaguchi.lg.jp）による情報の受付も行っています。

98 IT

パソコンなどの情報機器や、インターネット、通信インフラなどを組み合わせて活用していくための技術の総称です。

99 不法投棄等連絡協議会

不法投棄など廃棄物の不適正処理に関する情報交換を行うとともに、地域に即した対策、啓発等の取組を実施するため、各健康福祉センターに設置している住民、市町、業界団体、警察等から構成される協議会のことでです。

100 山口県産業廃棄物処理業者情報検索システム

県知事及び下関市長の許可を受けた産業廃棄物処理業者の許可内容が検索できるシステムのことでです。優良産廃処理業者認定制度認定事業者一覧を確認することもできます。

101 リサイクルプラザ

リサイクルセンターの機能に加え、市民のためのリサイクル・環境関連の学習室、展示コーナー、多目的ルームなどの普及・啓発的な機能も有した施設のことです。

102 やまぐち食育基本計画

国の「食育推進基本計画」や本県のこれまでの食育の取組等を踏まえつつ、肥満や生活習慣病の増加、若い世代における食生活、食文化の継承など食に関する様々な課題に的確に対応するための計画のことです。

103 エシカル消費

倫理的消費のことです。地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動のことをいいます。

104 子ども食堂

社会福祉法人やNPO法人等による取組として、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のことです。貧困家庭の子どもへの支援に限らず、地域の交流の場としての役割を担っていることもあります。

105 NPO

Non Profit Organizationの略で、民間非営利団体、民間公益組織などと訳されています。利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する営利を目的としない組織・団体であり、我が国では「非特定営利活動促進法」に規定するものです。

106 3010運動

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始前に「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」、お開き10分前になったら「自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスの削減を図るものです。

107 フードバンクポスト

家庭や事業所の未利用食品を集めるポストのことです。県内のスーパー等に設置されています。

108 フードドライブ

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動のことです。

109 エコクッキング

環境と調和した食生活という意味です。食べ物の選び方・買い方を工夫する、環境に負荷の少ない料理をする、洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行うなどの考え方を基本にしています。

110 山口県ごみ処理広域化計画

ダイオキシン類削減対策、焼却残さの高度処理対策、リサイクルの推進等を踏まえた上で、市町が連携、協力し、広域的なごみ処理体制を確立するための指針として平成11年（1999年）3月に策定した計画です。

111 灰溶融固化施設

焼却炉で発生した灰を溶融、減容化してスラグとして回収する施設のことです。回収されたスラグはコンクリート用骨材やアスファルト道路用材料等として再利用できるため、最終処分量を削減することができ、最終処分場の延命化が図れます。

112 ごみ燃料化施設

ごみ固形燃料化施設、メタン化施設（メタン発酵によりメタンガス等を回収する施設）、BDF施設（廃食用油をBDFに生成する施設）等の施設のことです。

113 コミュニティプラント

市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置する小規模の汚水処理施設のことです。

114 汚泥再生処理センター

従来、し尿処理施設が行ってきたし尿や浄化槽汚泥の処理に加えて、生ごみや事業系食品廃棄物などを受け入れ、堆肥化・メタン醗酵などの方法によって、汚泥・有機性廃棄物の有効利用を図る施設のことです。

115 リサイクルセンター

ごみの種類別に選別して保管し、必要な場合には粗大ごみなどのリフォーム及び再利用設備を備えた施設のことです。

116 ストックヤード

自治体が収集したごみや集団回収などで回収された資源ごみを、再生資源工場へ運ぶまでの間、一時的に保管しておくための場所のことです。

117 地域エネルギーセンター

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を図る当該施設を中心とした自立・分散型の地域循環圏のことです。廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力などを地域で利活用することにより、低炭素化の取組を支援します。

118 基幹的設備改良

ごみ処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業のことです。単なる延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上など二酸化炭素削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められます。

119 山口県廃棄物広域対策協議会

山口県域における廃棄物に係る諸問題を広域的に検討・協議し、廃棄物の円滑かつ適正な処理の確保を図るため設置される協議会のことです。

120 バイオプラスチック

バイオマスを原料としたプラスチックと生分解性を持つプラスチックの総称をいいます。

121 環境マネジメントシステム (EMS)

企業や行政などの組織が環境負荷の低減等の環境活動を継続的に推進するための仕組みで、組織の体制、計画、責任、手順、プロセスが明確化された環境に関する管理システムのことです。

122 エコ・キャンパス

ごみの減量やリサイクル、省資源・省エネルギー、環境教育など環境への配慮に重点をおいた活動を行っている大学等のことです。

123 アフターメダルプロジェクト

国は、平成29年度（2017年度）から東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、使用済みの小型家電に含まれるリサイクル材を活用する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を推進し、平成31年（2019年）3月に回収量が目標量に達し終了しました。

国では、このプロジェクトの成果をレガシーとして活用し、平成31年（2019年）4月から「アフターメダルプロジェクト」と題して、携帯電話、パソコン等の回収促進の取組を進めています。

124 グリーン契約

製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことです。

125 環境やまぐち推進会議

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする会議のことです。

126 山口県環境政策推進会議

県庁内各部局から構成され、環境に関する各種計画や施策との連携・調整、進行管理等を行う会議のことです。

127 山口県環境白書

山口県環境基本条例の規定により、知事が県議会に提出した環境保全に関する施策の概要を中心にまとめた年次報告のことです。これを山口県環境白書として公表しています。

